

ちば興銀ローンカード規定

1.(カードの発行)

ちば興銀ローンカード(以下「カード」という)は①「ちば興銀大型カードローン契約書」②「ちば興銀事業者カードローン契約書」または③「ちば興銀カードローン契約書」④ちば興銀ポケットカードローン「一心」契約書⑤ちば興銀サポートカードローン取引契約書⑥カードローン取引契約書⑦ちば興銀ガン保障付カードローンあんしんアップ 当座貸越契約書(申込書)兼保証委託契約書(申込書)⑧ちば興銀ビジネスカードローン 当座貸越契約書(申込書)兼保証委託契約書(申込書)⑨ちば興銀カードローン当座貸越契約書(申込書)兼保証委託契約書(申込書)(以下総称して「ローン契約書」という)にもとづき、当行が発行するものとします。

2.(臨時返済時の取扱い)

定例返済のほか、臨時に任意の金額を返済なさるときは、預金機による入金、またはカードを提示のうえ当店の窓口へお申し出ください。なお、一部のカードローンについては、インターネットバンキングでの入金手続きも可能です。

3.(カードの有効期間)

(1)カードの有効期間は次のとおりとします。

- ①ちば興銀大型カードローン、ちば興銀事業者カードローン、ちば興銀ポケットカードローン「一心」、ちば興銀カードローン「コスモス 30」、ちば興銀カードローン「リリーフ」、ちば興銀「サポートカードローン」、ちば興銀カードローン「あんしんアップ」、ちば興銀「ビジネスカードローン」

約定締結日からその1年後の応当日の属する月の月末日までとします。ただし、期限までに当行から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、カード有効期限は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

- ②ちば興銀カードローン

カードローン契約日の2年後の応当日の前日とします。ただし、期限までに当行から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、カード有効期限は更に2年間延長されるものとし、以降も同様とします。

(2)期限切れのカードは当店に返却してください。

(3)ローン契約書等に定める当行との約定により、この取引が終了した場合には、使用中のカードはカードの期限

のいかんにかかわらず無効とします。

4.(規定の変更等)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

5.(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、ローン契約書のお客様控え裏面の「ローン契約書」によるほか、当行ホームページに掲載している各種「カードローン規定」および「キャッシュカード規定」により取扱います。その際、「キャッシュカード規定」の「預金の払戻し」を「当座貸越借入金の払出し」に読み換えるものとします。

以 上

(2022年8月1日現在)